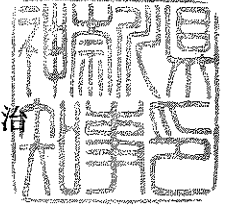


水第 1565 号
令和 4 年 9 月 13 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第6号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可を申請する総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより 機船船 びき網 漁業	1	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	横浜市鶴見区または神奈川県に漁業根拠地を有する者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 網（袖網を含む）の全長29メートル以下 (2) 袖網の長さ10メートル以下 (3) 網口の幅12メートル以下 (4) 網口の高さ又は袖網口の高さ3メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和4年9月26日から同年10月25日まで	令和4年11月1日から令和8年6月25日まで

同上	1	同上	横須賀市長井地先亀城礁灯標正西線から中郡大磯町地先に至る神奈川県海面。ただし、共第11号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地を有し、かつ共第11号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	令和4年11月20日から令和8年6月25日まで
----	---	----	---	----	--	----	----	-------------------------

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業の運航の船舶の使用に使用する本拠となる地をいう。